

滿鮮 樺太 千島 方面 狀況 綜合 觀察

(昭和二十一年一月 本項 遂行 於 心)

資料 彙 編

日 次

第一 要

第二 總務局長



課長 局員

千島 方面



1656

第三 滿洲 方面

第四 北鮮 方面

第五 邦人 飯 還 予 想

第六 在外 軍隊 及 邦人 保護 之 関 係 交 渉 經過

時

在外同胞救護ヲ目的トスル國民運動並ニ官民ノ努力

12

1506

一、ソ連領地状況ハ其ノ高度ノ秘密主義ニ
依リ全ク其ノ真相ヲ把握シ得サルモ既々者
等ニヨル報告其他断片的諸情報ヲ綜合スル
ニ各方面ニヨリ著シキ差異アルガ如クソ連
ノイハスル現実主義對外政策ノ一端ヲ窺知
シ得ベシ
即チ既ニヤル⁷會談ニヨリソ連タルベキ密
約ノアリタル千島樺太方面ニ於テハ治安ハ
比較的速カニ一般住民ハ既ニ生業ニ復シア
ルガ如ク此レニ反シ一時的軍事占領ノ後撤

兵ヲ要スベキハ鮮滿州方面ニ於テハ治安最
 モ不良ニシテ邦人ノ安否モ依然憂慮セシレ
 アリ又中ソ條約ニヨリ權益ヲ確保スヘキ南
 奇旧來支鐵道沿線主要都市及關東州主要各
 等ニ於テハ一般住民皆ニ滿人ノ民心把握ヲ
 企圖シ治安ノ恢復ニ比較的迅速ナリシガ如
 シ
 ニ日本軍隊ニ関シテハ各方面トモ概ネ同様ニ
 シテ武装解除後所要ノ勞働(工場倉庫所其他軍事施設ノ解体
 運搬 軍用荷役 彈肥ノ破壊整理等)ニ使用シタリ後内地ニ

還送スト称シテジバリヤ方面ニ輸送セルガ如
 シ又関係軍首脳部ノ行方ニ関シテハ種々ノ噂
 アリテ或ハカ牡丹江ヨリハバロフスノ途ヲ
 レタリト称シ或ハ千タニ藍栗モラレアリトモ
 称セラル、モ其ノ真相ハ依然不明ナリ
 三邦人就中軍隊ノ返還ニ関シテハ現在迄ノ所
 流ノ徹底セル秘密主義ニ基因シ全ク予測シ得
 ナルヲ甚タ遺憾トス

(三)
 米英ソ三国^{政府}ハ一九四五年二月七日ヤルタニ於テル「ダバルト」チャーター
 ストリーン三巨頭間ニ締結シタル秘密協定ノ全文ヲ二月十一日同時ニ發表ス

2

第二 樺太 千島方面

一 樺太 千島 方面 ハ ヤル 夕 密 約 ニ ヨリ シ 聯 二 還 附
メ ハ 引 渡 シ テ 約 セ ラ レ ア リ シ ヲ メ 占 領 當 初 ヲ
リ 一 般 民 心 ノ 把 握 ニ 留 意 シ 岩 安 ノ 恢 復 ニ 旭 方
面 ニ 比 シ 速 カ ニ シ テ 昨 年 十 月 頃 概 不 平 靜 ニ 復
セ ノ 即 チ 密 初 ハ 一 般 邦 人 ニ 對 シ テ モ 軍 隊 同 様
十 七 才 ヲ ヨリ 五 十 才 迄 ノ 男 子 ニ 對 シ 強 制 勞 働 ラ
課 シ タ ル ガ 如 キ モ 一 面 ニ 於 テ ハ 佈 告 ヲ 發 シ テ
生 業 ノ 速 カ ナル 復 販 ヲ 勸 奨 シ 主 食 等 ヲ 旭 方

面。リ移入シテ配給ヲ月滑ニスル至左ノ
並。國。且島内ノ電信電話郵便鐵道輸送ヲ并
可シ中女學校國民學校等ニ開校セシメタルモ
ノ、如シ。
軍ハ進駐以テ糧食以下秋ノ行政機關ヲ軍
ニ施行上利用シアリシガ去ルニ日未日ヲ期
一切之ヲ接收シテ大隊長官以下要人ヲ還南
ニ送セルガ如シ
一、進駐ト同時ニ一般ノ聯人ヲ移住セシメ
タルガ如シ

3

1511

(註) 大津長官等ノ狀況ニ就キ脱出邦人ノ言トシテ石ヲ裏書スル情報アリ(昭二二一)
札幌電(注)

2. 在東京ノ飛良政局長及管區司令官ノ名ニヨリ大津長官ニ対シ左記要旨ノ命令

第一條(昭二二九二六、脱出者ノ言ニ依ル)

一、商二条ハ本命令ノ日ヨリ五日以内ニ開始スヘシ

二、労務二条、勤勞者ハ即刻原職ニ復職スヘシ

三、受給物中、馬鈴薯ハ十月十五日迄ニ市町村長ノ責任ニ於テ收穫スヘシ

四、在在ノ行政機構ニハ変化ナシ

ニ、我カ漁業ニ対スルソノ聯関心ハ極メテ大ニシト
ソノ早達ニト同時ニソノ聯漁業会社々長專問家ヲ
同伴シテ我カ漁業機關ヲ接收シ充分利用ノ令
理化ヲ期シ又我カ日當業業会社従業員ニ対シテ

ハ将別ノ取扱ヲ行ハシアルガ如シ

(註) 日魯合社従業員ニハ夜食位ヲ特配シテ定住ヲ保證シ又特ニ許可証ヲ交付シテ

柏原長崎附近ノ交通ヲ許スアリ(昭二、二、晩報者ノ言)

三占領シ軍司令官ハフルカイノ大將民政局長ハ

ゴルコロコノ大佐ナリ(名前疑シ)豊原進駐兵力ハ

約一万ニシテ婦人部隊モ含まレアリト

(一) 説ニハ男初ヨリ家族ヲ同伴シアリト)

軍紀ハ比較的良好ニシテ進駐直後ヨリ暴威(

當初ハ主トシテ越冬準備)戦術訓練ヲ開始セル

カ如シ

(註) 千島列島ニハ赤軍部隊ハ惡天候ヲ昌ニテ戦術訓練ヲ續行シ(昭二、二、三六、モスクワ電)

4

第三 滿洲方面

一 運兵ノ軍向人日不寡人鮮人ニ依ル邦人ニ付ス
ル亦等暴行ハ吾日ノ経過ト夫ニ逐次減少セリ
ト雖モ夫ノ共ノ跡ヲ絶タサルノミテラズ酷寒
ハ飢饉其他各種生活條件ノ惡化ハ愈々加ワリ
一六〇万同胞時ニ與地ヨリノ避難者ノ狀況ハ
最モ憂慮セラル、所ナリ然レ夫大運旅順等ノ
都市ハハカル多空約ニヨリシ帯時種種奎ノ保障
セラレタル地域ニシテ占領當初ヨリ佈告ヲ發
シテ民心時ニ吾人ニ把候マント努メタル如

夕 為 要 是 其 終 早 期 (十 日 頃) 二 回 渡 せ ぬ 事 也
 然 然 天 日 本 人 二 対 ス ル 食 糧 ノ 配 給 ハ 行 ヲ レ ン
 ル ヲ 以 テ 交 換 物 資 二 依 リ 生 活 ス ル ノ 外 十 七 從
 テ 興 地 ヲ リ ノ 運 搬 邦 人 ノ 状 況 ハ 將 二 憂 慮 せ ら
 レ ン 事 也
 二 技 術 者 等 ハ 一 般 二 優 遇 せ ら せ ぬ 事 也
 將 二 為 戦 従 業 員 ノ 行 遇 良 好 ナ リ ト ノ 報 ア リ ン
 石 最 近 二 至 リ 遂 次 日 系 従 業 員 ハ 罷 免 せ ら せ ぬ
 為 上 活 二 田 窟 シ ア リ ト ノ 噂 ア リ
 右 ハ 當 初 ノ 復 旧 作 業 シ ベ リ 且 方 面 へ ノ 接 収 兵

5

器資材ノ輸送等ノ為多故日本人ヲ使、用セルモ
其使途次日系以外ノ労働力ニ切換ヘツ、アル
モ、ト推断セラル
三、滿洲占領シ、軍ハシ、聯極東軍司令官「マリノフス
キ」一、定帥ノ指揮ニ属シ(十二月廿六日新京着)旅、大、地、區ニ
ハ、特ニ司令官「ゴズロフ」中將ノ指揮スル百カ、トル部
隊(戦車ヲ有ス)ヲ配シ、アルカ、如シ
而シテ、ソ、聯一流ノ徹底セル秘密主義ニ基キ、其
ノ進駐状況ヲ嚴ニ秘匿シ、當初我カ交渉ニ於
テ、口頭命令多ク、目境ハ兵力ヲ以テ閉鎖シ、逃亡

音ハ直ニニ筑後シ入奉天ヨリ強カトル電報ヲ
發振シテ赤中側ノ放送ヲ妨害セルノミトナス
接收ノタメ奉天ニ飛来セル中国要人ヲ取禁シ
赤人ノ入滬ヲモ拒否シタルモノ、如シ

註 昭ニロシハ中国航空公司勤務赤人飛行士が戦争以赤始メテ長春飛行場ニ到着
シテコレハソ聯側カコレマデトツテホノ赤人ノ入滬拒否ノ態度ヲ緩和シタ結
果ト見ラレル(重慶ハツ發UP)

四滿洲ノ處理ニ関シテハマルトク忍約又ソノ協定
ニヨリ概ネ烟カトル所ナルモノ軍ノ掃兵ハク
電ノ傳フル如ク遂次延期セラレテ相立ノル
收ハ…内閣ナラヌシテ赤ヲ殆ド宥施セラレ...

サル穴窟ト惣料セラル（日本現在ノ）

（註）新造及修理ノ進取元遠又那軍奉天自方新民屯ニ達ス（二日七日終運取）

日本各地ノ各種施設及貯産ノ接收ハ概然

ワレタルガ如シ（奉天市内外ノ施設モ悉ク概シキト）

然レテ旧京支鐵道及南滿洲鐵道等主要鐵道

ハ之ノ廢墟復線工事等ヲ實施シ着々マルタ

トシテ是ヲ實行ニ移シツ、アルモノ、如シ

第四 北鮮方面

一 治安ハ漸次向上シツ、アルカ、如キミソノ軍及一
 朝鮮人ニヨル不逞正迫ハ依然跡ヲ絶ヲサル
 ノミナラズ滿洲ヨリ、数十万ノ避難朝鮮人ヲ
 加ヘテ糧食ハ益々不足シ（元来北鮮ハ糧食ヲ南洋ヨリ移入シテ）
 加ヘテ寒氣ハ益々厳シク各種生活條件ハ底
 下ノ一送ヲ送リ同胞ノ苦境ハ他方面ニ比シ
 テモ憂慮セラル、所ナリ
 茲詳細ハ資料第九巻参照シ

一 各種施設ノ解体撤去日本人財産ノ接收ハ滿
 洲ニ於ケル以上ニ徹底的ナリシガ如ク甚シ

一 報 アリシモ其ノ後ノ情報ニヨリハ日本人及
 度ノ線ヲ国境線ト稱シ其地ヲ精算中トシ
 部隊ヲ進軍ロシメアルガ如シ又七線三丁
 二五軍約三十三万ト別ニ相當有力ナル機甲
 配置ニアルカ如ク「チンチン」大將ノ指揮スル第
 三北鮮ハ米ノ關係ニ於テ政治的及軍事的ニ比
 重特ニ大ナルヲ以テ比較的有カナル部隊ヲ
 ル人等能ク政策ノ一端トモ見做シ得ヘシ
 ヒリ且此ノ撤兵ヲ要スヘキ此ノ方面ニオス
 作業場ノト夕シ屋根在ニ至ルマデ撤兵

朝鮮人ノ南下ヲ防グヲ主目的トセルモノ、
 如シ程易ナル形勢俾テ広化域ニ擴展シテ
 リト
 四三十八度境界線ノ概略ニ関シテハ前年創ニ
 於テハ勿論米國乃興論トシテモ屢々新聞ニ
 載セラルモ、スコソ三国会談及米ソ京城公談
 ニ付テ期待シパリシガ如キモ結局信託統治
 ノ線ニ沿ヒ米ソ合同委員合ノ談話ヲ見ルニ
 是リ境界線ノ概略ニ関シテハ根本的解決
 テ是ルニ至ラス

二、本ノ合同会議ハ一月十六日以東京城、日本總督府ニ於テ秘密裏ニ行ハレニ日
十五日、最後ノ會議ヲ終了シ、第一ノ聲明ヲ發表セリ(本軍部外局長表)

本ノ軍部ノ代表夫々五名ヲ以テ構成サレル十人委員会ハ本日ヨリ一ヶ月以内ニ
事務ヲ開始スル取リテアル

又、二月八日五ノ第二次共同聲明ヲ發表セリ(本軍部外局長表)

朝鮮ニ於テ一ル米ノ高軍司令部長代表ハモスコフ聲明ニ基テ一月一日カラ二月五日迄

東京ニ於テ會議ヲ開催シノ議題ニソイヤテ一致ヲ見分科委員会カ任命アレタカ其ノ

上ニ、モ、ハ經濟行政、運輸分科委員会ナル、本ノ代表ノ議題ヲ対スル及カ、

日軍及朝鮮ヲ包含各項目ニ於テ互ノ協定ニ到達シノ

(一) 等通、自前東、沿岸水上陸送、ニホゾ西區域間ノ朝鮮軍兵ノ移動、曰西區域間

ノ軍兵及兵、曰朝鮮力ニオ、ルヲ付テ移送ノ回、曰經濟並ニ行政問題ニ關ス

ル可司令部間、今後ノ調査

一、第五、邦人返還ノ事、思

一、朝鮮殘留同胞ノ保護並ニ歸還ニ関シテハ、第

六、ニ於テ速フル如ク政府及盟地軍ニ於テ屢

々々等ニシテハ其ノ一方向ノ意志
ニ依リ處理セラレ何等満足スベキ
結果ヲ得ズ然レ兵最近ノ外電ニヨ
レバ中國側ハ日本人ノ引揚ヲ希
望シ又赤軍ハ在滿邦人ノ送送ヲ
世々スト稱シアルヲ以テ中國軍ノ
滿洲進駐が促進シシノ軍ニ旅退
セバ在滿一般邦人ノ帰還ハ速次
具體化スルモノト予想セラル
ニ軍隊ハ各方面兵俘慮トシテシ
ベリヤ方方ニ移送セラレ労働ニ
服ビシメラレタルガ如キハテ其
ノ月也飯邊ノ時機ニ関シテハ全
ク予判

得
ス

三、在野水軍司令官ウエニマイヤー中将ハ三月八日記者団公見ニ於テ在野中人

ニ因シホシ水軍ト在野ソシ水軍トノ間ニ連絡カトシテホシ水軍ヲ我

白國ノ一船ヲアルコウ「アメリカ」カ日本軍兵士ノ復讐スノ事ニ

テ言明シタ(二月十一日 宣慶電)

又、海州先遣支那軍奉天南石新三ニ達マリ(二月十日 終迅報)

「マルタ」秘密協定全文要旨

米英ソ三国首脳部ハコソニ互ニ手頃ヲ協定スル

ドイツガ降伏シ歐洲戦ヲ終行シテニ三月後ソ聯ハ此ノ條件ニ聯合自測ニクソテ

対日戦ニ参加スル

一 外蒙古(蒙古人民共和国)ノ現状維持

一 一九〇四年日本ノ背信的攻占ニ依リ奪ツレタロシア所信ノ著權利回復(百種太

及付伝島嶼ノソ聯還付 (一) 商業港 (二) 大連ヲ國際港トシ同港ノソ聯ノ權益ノ特殊の

地位ヲ保障 旅順港ノソ聯海軍ノ基地トシテノ租借後港 (三) 大連ハ、運路路東

支線道ニソ聯が有スル權益ノ特殊の地位ハ保障ナレバ同ハ滿洲ノ完全ナレ主權

ヲ保持スル

一 千島列島ハソ聯ニ引渡ス

一 上運ノ外蒙古 漢口 鐵道ニ因スル協定ニソイテハ蔣介石ノ同意ヲ必要ノ

ル トルスターノ大統領ハスターリン首相ノ報告ニ從ヒ 蔣主席ノ同意ヲ得ル

タノ、公意ヲ行置テ請スル

三八日首腦ノ以テソテ稀ノ要求ヲ日本ニ致シ、此後異議ナク滿タスモトニ意ヲ一タシテ
他方ソテ稀ハ中露ノ已ニ政府トノ間ニ赤軍ニヨル援助ヲ與ヘ、中國ヲ日本ノ臣僚クシテ
解放スルメ、友好同盟條約ヲ締結スル用意アルコトヲ表明シタリ

三六 軍兵二邦人保護ニ関スル交渉經過
 已にこの軍、占領下ニ於ケル滿洲北鮮樺太千島
 ト日本内地トノ連絡ハ終戦以來絶シ正確ナ
 ル情報ノ入手困難ニシテ各種ノ憶説ヲ生ジ
 タリ然レ天脱出者ノ言ヲ綜合スルニ同地或
 ニ於ケル日本軍將天竺ニ正官邦人ノ安否極
 メテ憂慮スヘキモノアリシテ以テ國內ニ於
 ケル政府並ニ民間団体ハ各種方法ヲ以テ
 之ガ保護救済ノ策ヲ講シタルモ、例ノ態度
 極メテ冷淡ニシテ交渉急ノ如クテラズ今日

一、又、ハ、リ、然、ル、ニ、一、月、中、旬、ニ、於、テ、ル、亦、ソ、ノ、一、京、
 坂、全、款、ニ、ヨ、リ、情、況、ハ、稍、好、轉、シ、ソ、ノ、一、パ、ル、ヤ、ニ、
 推、察、セ、ラ、ル、
 一、村、ソ、直、接、交、渉、
 終、⁽¹⁾、成、功、制、絲、軍、官、迄、參、謀、長、參、謀、副、長、以、下、教、回、
 ニ、直、リ、平、復、死、ノ、因、興、ニ、趣、キ、ソ、軍、ト、交、渉、シ、タ、
 一、之、情、事、解、決、ヲ、見、ル、ニ、至、ラ、ス、
 (2)
 一、京、城、ニ、五、ノ、外、勢、が、危、山、參、謀、官、ヲ、交、渉、シ、タ、
 ×、不、意、ハ、氷、道、ム、ブ、キ、異、議、ニ、對、シ、ソ、軍、官、令、官、
 ハ、其、ノ、公、事、ヲ、認、メ、ス、ト、シ、テ、之、ヲ、拒、否、セ、リ、

I
I

3. 在東京の聯大使館に於て
モ「權限」ヲ有セストノ理由ヲ以テ交渉ヲ拒絶セ
リ

二、聯合軍司令部ニ付スル交渉

日本政府ハ聯合軍司令部ニ付シテ進駐前ヨリ我
國ニ亘リシテ軍ノ不法行為ノ停止我が代表ノ現
地派遣員等ニ婦女子ノ送還等ヲ要請シ

、アリタリ

(註) 昭ニハ八ニ八時 北群ニ於ケル治安維持ニ因スル件

昭ニハ八ニ九時 北群ニ於ケル軍士被害ニ因スル件

昭ニハ八ニ九時 北群ニ於ケル軍ノ不法行為停止方ニ因スル件

2. 夏ニ昭和ニ〇年九月十日日本国政府ハ終戦
 連絡事務局ヲ通ジ聯合軍司令部ニ覺書ヲ提
 出シ共ノ赤慮ヲ要ス
 然ルニ石ニ付スル總司令部側ノ回答ニ於テ
 昭ニ〇九一七日附占領地ニ於ケル清軍ノ
 行動ニ司ンテハ全然ソノ所管スル所
 ナリト述ベ總司令部ガ之ニ内ニ以テ指令
 スル立場ニ非ラコトヲ同僚ニセリ
 天 昭和廿一年一月中旬京城ニ於ケル赤ソ会談
 ニ於テ此所見意見差違ニ因リ討議セラル
 12

「ツアルモ」の如く本公談の結果は依り有七條の通案の議題は儘に邦人版還の具体案を立案せラルベク何等かの好結果を期行し得へん

三利益代表國（瑞典）を通スル交渉

（略）ニ、九月重光外相ヨリ在瑞典日本公使ニ対

シ利益代表國瑞典ヲ通シ此弊ノ事態改善ニ因

シ申入レタル所ヨリ聯營局ハ降伏マシテ國ニ対

シ利益代表ヲ認ムルコトハ國際法上先例ナ

シトノ態度ヲ持シタリ

ニ日本政府ハソ聯が日本國ヲ主權國ニ非ザルガ

13

如キ回答ニ対シ依然第三国ヲ通シテ利益保護
 ヲ認ムルノ必要ハ依然存続スルモノト見解
 ヲ有シ更ニ共ノ範圍ヲ新ニシテ軍ノ占領セル
 地現ニ迄反ボサシムルコトヲ要スルモ同年
 九月十二日瑞興國政府ハソノ聯ガ飽クマデ瑞興
 ニ対シ日本ノ利益保護ヲ拒絶スル場合瑞興ト
 シテハ如何トモ爲シ得ナル旨回答シ来シリ
 四國際赤十字社ニ対スル交渉
 昭ニシ九月重光外相ノ命ニ依リ正奉府加瀬公
 使ハ國際赤十字社ニ對シ高鮮ノ事態改善

二 関シ 盡カテ 迄ヒタルニ 毎分 赤十字トシテ 聯政
 府トハ 従来トニ 懸テ 従テシテ 聯軍憲トノ 直
 接連絡ハ 歐洲 亞細亞 区域ニ 於テ スウ 殆ド 不可 能
 ナル 実情トシトノ 回答ニ シテ 定必ラ 對テシ 得
 ス
 五 中國ニ 對スル 交渉
 近ク 滿洲ニ 入ルバ 中國 軍隊 及 政府ニ 依リ 日
 本人ノ 保護 及 送還ヲ 促進セ 且 此ニ 交渉ハ 日
 支 谷 大 便ヲ 通シ 行ノレタル 何 應 欲 總 司 令 部
 ヨリハ 善 處スヘク 以 而 政府 職員ニ 對シ 可 電 也

ル由 回 旅 ア リ
又 在 華 本 軍 司 令 官 之 手 記 中 有 之 事 也
参 照 二 版 二 六 国 民 文 庫 第 一 卷 第 五 三 三 頁
六 ビ ル マ 去 三 六 二 年 十 月 三 日 在 留 邦 人 之 好 結 果 之 報 告 書 中 有 之

世 界 人 道 二 訴 へ 口 一 二 法 二 一 通 二 事 態 改 善 二
圖 二 ン ト ス ル 努 力 亦 是 況 二 於 テ 一 定 初 疑 シ 千

モ ノ ア リ

14

附

在外同胞救護ヲ目的トスル國會議員會ノ努力

官民全般ニ亘リ在外邦人救護ニ當ルモノ

努力ハ公私ニ亘リ著シキモノアルモ實ニ同

民全般ニ深刻ナル用心アラシムル如クスル

ヲ要ス

最終以テ邦人ノ救護団体ハ續々結成セラ

レ其ノ救十種ヲ救フルニ至リ其ノ主ナルモ

ノ如シ

(1) 在外同胞救護會

東京府芝田町下

(2) 在外父兄救護會

同 石川

④ 滿洲國原爆回省援文会 東京市丸ビル 三階 五階

⑤ 在外災災者協力会 東京市丸ビル五上六階三ノ五ニニ

(在外同胞之災害)發行

⑥ 震災復災会 東京市丸ビル 二階三ノ四

⑦ 海外災災者同胞救災促進会 東京市品川區上大崎三ノ五ニニ

⑧ 大震災復災会

⑨ 大震災片居者連絡本部 福岡市下小町六ノ二

⑩ 大震災同胞救災会 福岡

⑪ 大震災復災通信社 東京市都立町五百番地 一ニ

「大震災復災通信社」

(又) 其他

滿鐵 朝鮮總督府(中大共正會) 樺太(樺太協會) 華北交通 蒙古駐日代表部
等ニ於テハ 夫々國原災者之救災之圖リヲアリ

二 國內各政黨ハ何レモ役員及升場者援護ニ同心
 一
 ヲ示シツ、アリシガ第八十九臨時議會ニ於テ
 八十二日十一日⁷在外同胞救護ニ因スル決議案ヲ行ヒ政府ヲ
 督勵シタル所之ニ對シ吾日外祖ハ今後ノ努力
 ヲ約シ履行セ一五一丁賜令厚總司令部ニ對シ
 更ニ協力ヲ懇請セリ
 之ニ呼應シテ民間団体(政黨及救護団体等)トシテハ二月
 二日ヨリ本問題ニ對シ各誌ニタル結果二月四
 日海外同胞救護^{復命}會ヲ設立セリ
 更ニ二月七日ノ救護會議ニ自八日ノ開議ニ於

行政守、厚民を以て保護深々強化して新局ヲ設
 立シ之ヲ中心トシテ救護村寮ノ実施ニ遺憾ナ
 キヲ期スルコトトシテ、
 斯ノ一ヲ始國ノ希望漸ク実現セントシツ、
 ルモ終焉後ニ於ケル行政守ニ経済匡留邦人ノ
 生活様々ニ悲感ナリシヲ以テ十分ナル受入態
 勢ヲ整へ、百寮ニ遺憾ナキヲ期スルヲ要ス